
規 則

高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第18号

**高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する
条例施行規則**

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例（令和 8 年高知県条例第 1 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知空港国際線ターミナルビル（以下「旅客取扱施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の利用施設（同項に規定する利用施設をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、条例第 2 条第 1 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、旅客取扱施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、知事が別に定める様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

3 前 2 項の規定による申請は、当該利用を開始する日（当該利用が 2 日以上継続するときは、当該利用の初日。第 10 条第 1 項において同じ。）の前日から起算して 6 月前から 14 日前までの間にこれをしなければならない。ただし、指定管理者（旅客取扱施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条第 1 項、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項ただし書、第 13 条ただし書、第 14 条ただし書並びに第 15 条において同じ。）が特に認めたときは、この限りでない。

(利用許可書の交付等)

第 3 条 指定管理者は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは指定管理者が定める利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用許可書は、知事が別に定める様式によるものとする。

(利用の取消しの届出等)

第 4 条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、

当該利用施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第4条第1項の利用の許可を受けた事項の変更の許可（以下「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。

3 知事に対して提出する前項の利用変更許可申請書は、知事が別に定める様式によるものとする。

（利用変更許可書の交付等）

第5条 指定管理者は、前条第2項の規定による申請があった場合において、利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める利用変更許可書を当該申請をした者に交付し、利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の利用変更許可書は、知事が別に定める様式によるものとする。

（利用料金等の納付の時期等）

第6条 条例第8条の規定による利用料金又は条例第13条第1項の規定による使用料の納付は、第3条第1項の利用許可書又は第5条第1項の利用変更許可書の交付を受ける際にこれをしなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

（利用料金の承認の申請）

第7条 指定管理者は、条例第10条第1項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、知事に対して、別記第1号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第10条第2項の規定により知事の承認を得た利用料金の額を変更しようとするときは、知事に対して、別記第2号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。

（使用料の額）

第8条 条例第13条第2項の規則で定める使用料の額は、知事が別に定める。

（使用料の減免の申請等）

第9条 条例第13条第3項において読み替えて準用する条例第11条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、減額する場合の当該額は、知事が別に定める。

（1）国又は地方公共団体が旅客取扱施設を利用するとき。

（2）災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設の用に供するとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めるとき。

2 条例第13条第3項において読み替えて準用する条例第11条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知

事に対して、知事が別に定める様式による使用料減額（免除）承認申請書を第2条第2項の利用許可申請書又は第4条第2項の利用変更許可申請書とともに提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは知事が別に定める様式による使用料減額（免除）承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の還付の請求等）

第10条 条例第13条第3項において読み替えて準用する条例第12条ただし書の規定に基づき使用料の全部又は一部を還付する特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、当該還付する使用料の額は当該各号に定める額とする。

- (1) 県の都合により利用の許可又は利用の変更の許可を取り消した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- (2) 災害その他の不可抗力により利用施設を利用することができなくなった場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額
- (3) 利用の取消しの届出又は利用の変更の許可の申請が当該利用を開始する日の2月前までであった場合 既納又は過納となる使用料の額の2分の1に相当する額
- (4) 使用料を納付した後当該利用を開始する日の前日までに使用料の減額又は免除を承認した場合 既納又は過納となる使用料の額に相当する額

- 2 条例第13条第3項において読み替えて準用する条例第12条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、知事が別に定める様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、使用料の還付を決定したときは知事が別に定める様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付しないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

（入場の制限）

第11条 知事又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対して、旅客取扱施設への入場を拒み、又は旅客取扱施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 旅客取扱施設の施設、設備等を汚損し、又は損壊するおそれのある者
- (2) 他の利用者その他の旅客取扱施設を利用する者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、旅客取扱施設の関係職員の指示に従わない者

（管理上の立入り）

第12条 利用者は、旅客取扱施設の関係職員が利用施設及び旅客取扱施設の施設、設備等の管理その他職務上の必要があって当該利用に係る利用施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(設備の制限)

第13条 利用者は、旅客取扱施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第14条 利用者は、利用施設の利用が終わったとき又は条例第7条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに当該利用に係る施設、設備等を原状に回復し、旅客取扱施設の関係職員の点検を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(汚損等の届出)

第15条 旅客取扱施設を利用する者は、旅客取扱施設の施設、設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第16条 条例第17条の規則で定める申請書は、別記第3号様式によるものとする。

2 条例第17条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第16条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第18条第3項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、旅客取扱施設の管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請に必要な書類)

2 条例附則第2項の規定に基づき、条例の施行の前日において

行う指定管理者の指定及び利用料金の承認の申請に必要な書類については、第16条第1項及び第2項並びに第7条の規定の例による。

規 則

- ◎ 高知空港国際線ターミナルビルの設置及び管理に関する条例施行規則